



～依頼調査の巻～

クレアの海外調査を活用して、 消費者行政に一石を投じる ～東京都の挑戦～

(財)自治体国際化協会総務部企画調査課

クレアでは、東京都の依頼により、「ライターの子供用レジスタンス基準」(2009年度)や、「幼児の医薬品等誤飲を防止するための容器包装に係る法的規制等」(2010年度)について、海外事務所において、諸外国の法規制等の状況について調査し報告を行った。この調査結果を活用して東京都から国への提案および情報提供がなされた。その結果、日本国内での関係法律の整備や全国の自治体、業界団体等への働き掛けが実現し、消費者の安全を守る動きが促進することとなった。今回はこの東京都の取り組みとクレアの調査についてご紹介したい。

子どもの安全を守る 商品安全性向上のための取り組み

「チャイルドレジスタンス」(CR)という言葉
を皆さんはご存じだろうか。

子どものケガや事故を予防するため、製品を子どもに扱いにくくするというものである。東京都商品等安全対策協議会は、このCR機能に着目し、「子供に対するライターの安全対策」(2009年度)、「子供用水薬を中心とした医薬品の安全対策」(2010年度)について検討し、東京都に報告書を提出し、これを受けた東京都は、国への提案等を行った。その結果、ライターについては、国が迅速に法整備に動き、2010年12月に消費生活用製品安全法によるライターへの規制が始まった。経過措置期間を経た2011年9月からは、CR機能がついていない使い捨てライターは日本国内で販売できなくなっている。この法規制に先駆け、東京都では積極的な注意喚起等を行っており、その結果、東

京消防庁によると、子どもが使い捨てライターを使用して発生した火災は、都内(稲城市、島しょ地区は除く)では約30%減ったとされている



東京都が作成した、ライターの取り扱い注意喚起ポスター

(2009年から2010年比較)。

また、子供用水薬の安全対策については、厚生労働省から2011年5月、全国の自治体および業界団体に「小児による誤飲防止のための医薬品の安全対策について」として、各関係機関での医薬品の安全性向上のための努力を促す通知が出された。

クレア調査で諸外国の先進事例を 迅速かつ横断的に確認

東京都の依頼により、クレアでは、ライターの安全対策および幼児の医薬品等誤飲防止のための容器包装にかかる法規制について10か国・地域(米国、カナダ、イギリス、フランス、欧州連合、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、韓国、中国)の状況について、それぞれ約2～3か月で調査し回答した。その結果、ライターについては、アメリカ、欧州における具体的な法規制等の状況がわかり、実際にアメリカでは、安全基準制定から5年間で、ライターを原因とした火災による死傷事故が43%減少したことが報告されていた。また、医薬品等容器については、アメリカ、イギリス、フランス、オーストラリア、韓国で規制がされていることがわかり、ア



キャップの上を押しながら開けるアメリカの容器(クレアNY事務所提供)

アメリカでは、法規制後の効果について、1973年に法規制の対象となったアスピリンの場合、法規制の対象とならなかった場合を想定・比較して子どもの死亡率が34%減少したという論文が発表されていた。

社会の課題を解決するために ～海外の事例を手掛かりに～

東京都がこれらの問題に取り組んだ背景には、実際に深刻な事故等が起きている社会事情があった。火災については、子どもの火遊びが原因の火災のうち、火遊びに使用したものはライターが最多であり（72%）、子どものライター使用を原因とする火災が一向に減少しないことや重大な事故につながるケースが多かった。また、幼児の誤飲については、幼児が誤飲した（しそうになった）経験があり、医療機関を受診した品目のうち、医薬品がタバコに次いで2番目に多いことを調査により把握していた。いずれの場合も、海外では規制があり、一定の効果を挙げているが、国内では特段の規制がないため、何らかの対策を講じることで、これらの事故を防げる可能性があることに

東京都は着目していた。

とはいえ、国内で前例もなく新たな取り組みを始めるのは簡単ではない。そこに足掛かりを与えてくれるのは、先行している海外の事例である。ライターの安全対策に取り組んだ当時の東京都の生活安全課長・荒木氏は、「今日の消費者問題の焦点は、法の隙間^{すきま}を埋めていくことにある」「消費者事故が起きていても所管省庁がなく法規制のない事案については、外国の事例が参考となる。外国で規制されていれば、解決の手掛かりがつかめる」という。クレアの海外事務所でそのための貢献ができたことは大変うれしいことである。

東京都のこの2つの取り組みは、自治体とクレアが連携し、国や業界団体をも動かし、社会全体で問題を解決する取り組みとなった。このほか、クレアの海外依頼調査を利用して新たな規制を取り入れた例には、日本で初めて制定された神奈川県「公共的施設における受動喫煙防止条例」もある。最近では、地域振興策の参考とする税制調査なども自治体から依頼がある。

クレアでは、あらゆる行政課題について、海外の事情調査に対応しており、今後とも積極的に取り組んでいきたい。

諸外国の取組

	法的規制	対象	容器の規格等	参考
米国	Poison Prevention Packaging Act(1970)	<ul style="list-style-type: none"> 薬・サプリメント 化学物質・化粧品 洗口液 など 	PPPA (16CFR1700) (再封可能及び再封不可能容器)	CR容器の開閉が難しい障害者向けに例外がある。 ニトログリセリンなどは除外。
英国	Medicine (Child Safety) Regulations(2003)	<ul style="list-style-type: none"> 固形アスピリン 液状パラセタモール 24mg 超の元素鉄を含む医薬品 	BSEN28317 (再封可能容器) BS8404 (再封不可能容器)	CR容器の開封が困難な患者へはCR容器でない容器での提供が認められている。
フランス	公衆保健法典に係る行政命令	行政命令に定める危険製品 (医薬品には適用されない)	NF EN ISO8317 (再封可能容器) NF EN 14375 (医薬品の再封不可能容器) NF EN862 (医薬品以外の再封不可能容器)	—
オーストラリア	Therapeutic Goods Act1989	<ul style="list-style-type: none"> 治療目的医薬品等 基準等に定められる化学薬品 	Therapeutic Goods Order No.80 (再封可能及び再封不可能容器)	Therapeutic Goods Order No.80に沿ったCR容器を作成する際は、高齢者や障害者の使用に配慮する。
シンガポール	なし	—	—	製造事業者の本社がある国の規制状況に応じて、自主的なCR容器の商品が存在する。
中国	なし	—	—	—
韓国	薬事法	<ul style="list-style-type: none"> 経口投与する医薬品(鉄含有医薬品、アスピリン含有医薬品、小児用医薬品のうち内容が液体のものなど) 	食品医薬品安全庁告示 (再封可能及び再封不可能容器)	—

クレアの海外調査結果より
(東京都商品等安全対策協議会「子供用水薬を中心とした医薬品容器の安全対策報告書」より)

【参考資料】

- 東京都商品等安全対策協議会「子供に対するライターの安全対策報告書」(概要および全文)
- 東京都商品等安全対策協議会「子供用水薬を中心とした医薬品容器の安全対策報告書概要および全文」

クレアの海外依頼調査は自治体によるオーダーメイド調査です。自治体の施策立案や事業企画の過程で、関連する海外事情や先進事例などが必要な場合、知りたいことにポイントを絞って調査することが可能です。お気軽に、まずはお相談ください。過去の調査一覧はクレアホームページでご覧いただけます。

<http://www.clair.or.jp/j/operation/chousa/1.html>

クレアホームページトップ→「活動支援・助成等の申請」→「海外依頼調査」